

令和2年（2020年）4月9日

小田原市立幼稚園の保護者の皆様へ

小田原市教育委員会
教育長 栢沼 行雄

新型コロナウイルス感染症対策のための小田原市立幼稚園の対応について

お知らせ⑤

新型コロナウイルス感染症対策のため、本市では、4月17日（金）まで市立幼稚園を臨時休業としておりましたが、**臨時休業の期間を5月6日（水）まで延長する**こととしましたのでお知らせします。

令和2年4月7日（火）の新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を受け、神奈川県教育委員会から市町村教育委員会に対し、県立学校同様に5月6日まで市町村立幼稚園を臨時休業するよう協力要請があったことから、本市としても臨時休業の延長を決定したものです。

なお、今後、内容の見直しや変更等があった場合には、改めてお知らせします。

1 延長後の休業期間

令和2年4月7日（火）～令和2年5月6日（水）

2 休業期間中の一時預かりについて

「保護者の就労等により自宅での養育が難しい」場合は、各幼稚園で一時預かり（9時～14時）を実施します。

【保護者の就労等により自宅での養育が難しい理由】

- ・就労
- ・病気やけが
- ・妊娠中や出産後間もない場合
- ・両親等の介護に常に従事 等

一時預かりを希望する方は、前日（月曜日の場合は前週の金曜日）までに、各幼稚園に申し出てください。

なお、一時預かりの場合、前羽幼稚園、下中幼稚園で実施している給食は実施しません。

3 延長保育について

一時預かりの場合、酒匂幼稚園、下中幼稚園で実施している14時以降の延長保育は実施しますが、可能な限り自宅等での養育をお願いします。延長保育の時間は最低限の時間としてください。

4 休業中の生活について

(1) 不要不急の外出はしないでください。

(2) 休業期間中においても、園児の健康観察を毎日実施していただき、幼稚園から配付された健康観察票へご記入ください。

(3) 児童生徒等に次のいずれかの症状がある場合は、保護者から「帰国者・接触者相談センター（小田原保健福祉事務所保健予防課） ☎0465-32-8000」にご相談の上、学校へもご連絡ください。

①風邪の症状や37.5度以上の発熱が4日以上続いている。

②強いだるさや息苦しさがある。

5 再開後の昼食の実施について

幼稚園再開後の昼食（酒匂幼・東富水幼・矢作幼・報徳幼は弁当、前羽幼・下中幼は給食）については、ならし保育（午前中保育）等を経て開始します。

開始時期については、幼稚園再開時に別途お知らせします。

6 教職員の勤務について

感染拡大防止の徹底に向け、拡大時差出勤や在宅勤務の実施、特別休暇の取得等の対応を図ります。

勤務時間外も感染拡大の防止を意識して行動します。

7 相談窓口について

(1) 新型コロナウイルス感染症等健康に関すること

帰国者・接触者相談センター（小田原保健福祉事務所保健予防課）

平日 8:30~17:15 ☎0465-32-8000

上記以外の時間帯 ☎045-285-1015

厚生労働省専用ダイヤル ☎0120-565-653

(2) 保護者の皆様の心の悩み等に関すること

精神保健福祉相談（小田原保健福祉事務所保健予防課） ☎0465-32-8000

こころの相談室（神奈川県精神保健福祉センター）フリーダイヤル 0120-821-606

健康相談（小田原市保健センター成人保健係） ☎0465-47-4723

児童相談（小田原市子ども若者教育支援センター子ども青少年相談係） ☎0465-46-6763

24時間子ども SOS ダイヤル ☎0120-0-78310 ☎0466-81-8111

<事務担当>

教育指導課 33-1687